



税理士 山本 善通 氏

Question

年末調整

当組合は、共同購買事業を実施し、組合事業に従事する職員も在職することから、年末調整の必要があります。今年の年末調整は、大きな改正点があると聞きました。概要と留意点を教えてください。

Answer

今回は、平成30年度の改正により、令和2年分の所得税から適用されることになった、主な項目と留意点を説明します。

【概要】

「年末調整」は、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（毎日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。

大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税額が完了しますので、非常に大切な手続です。

(1) 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。この改正により、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、令和2年分の年末調整の際には、「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用しますので留意して下さい。

給与の収入金額 (A)		給与所得控除額	
		改正後	改正前
	162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超	180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超	360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超	660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超	850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超	1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超			

(2) 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生等の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されましたので留意して下さい。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(3) 基礎控除額の改正

基礎控除額が38万円から48万円に引き上げられ、上記(1)の給与所得控除額は10万円引き下げられましたので留意して下さい。